「石岡市ふるさと納税推進業務委託」候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第１条　「ふるさと納税推進業務委託」の候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、石岡市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第２条　実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

（１）当該事業の概要・基本計画等

（２）プロポーザルの手続き

（３）プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

（４）評価委員会及び評価に関する事項

（５）その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第３条　提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

（１）業務実績

（２）当該業務の実施方針

（３）当該業務に関する具体的な提案

（４）その他当該業務に必要な事項

（参加資格要件）

第４条　プロポーザルに参加することができる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

（１）入札参加有資格者名簿に登載されていないが、参加意向申出書を提出した時点で当該案件に対応するとして定めた種目において現に申込み中であり、候補者を特定する期間までに登載が完了している者であること。

（２）石岡市において競争入札参加資格を有する場合、競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止期間を経過していること。

（３）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者でないこと。

（４）公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、破産法（平成16年法律第75 号）の規定に基づく破産の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第255号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがされていない者であること。

（５）国や地方自治体等において、本業務と同等もしくは、類似した業務受託実績があり、本業務に関する知識と能力を有していること。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）に規定す

る暴力団の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関わりを持つ者でないこと。

（評価）

第５条　プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる事項とする。

（１）業務実績

（２）業務実施方針の妥当性・実現性

（３）提案内容の妥当性・実現性

（４）その他、当該業務に対する必要な事項

２　プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

３　提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

４　特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第６条　評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

（１）提案書の評価

（２）評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認

（３）評価の集計及び報告

（４）ヒアリング

２　プロポーザル評価委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

３　委員長、副委員長及び委員は別に定め、特定者との契約締結後に公表する。

４　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

６　評価委員会は、委員の５分の４以上の出席がなければひらくことができない。

７　委員長は、評価結果を業者選考委員会へ報告するものとする。

（スケジュール）

第７条　本業務に係るスケジュールは以下のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内　　容 | 時　　期 |
| 1 | 実施要領等の公表 | 令和４年５月30日（月） |
| 2 | 参加意向申出書類の提出期限 | 令和４年６月13日（月）17時15分までに必着 |
| 3 | 提案資格確認結果の通知 | 令和４年６月21日（火）まで |
| 4 | 質問書提出期限 | 令和４年６月30日（木）17時15分までに必着 |
| 5 | 質問回答の公表 | 令和４年７月７日（木）まで |
| 6 | 提案書の提出期限 | 令和４年７月22日（金）17時15分までに必着 |
| 7 | 第１次審査（書類審査）※ | 令和４年７月26日（火） |
| 8 | 第１次審査結果の通知 | 令和４年７月27日（水） |
| 9 | 第２次審査プレゼンテーションの実施 | 令和４年８月３日（水）（予定） |
| 10 | 選定結果通知、受注者候補者と委託内容の協議開始 | 令和４年８月29日（月）（予定） |
| 11 | 契約締結 | 令和４年９月上旬 |

　　※第１次審査は、提案書の提出者数が多数の場合のみ実施

（評価結果の審査）

第８条　業者選考委員会は、評価委員会から評価結果があったときは、選考委員会において、次の事項について審査する。

（１）評価委員の採点が適正に行われたこと。

（２）評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。

（３）評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項

（４）特定、非特定結果通知書に記載する事項

（５）その他必要な事項

　　　　附　則

この要領は、令和４年５月１６日から施行する。